20160408　和訳rev.1　齋藤旬

[USAの隠された歴史　＃１: corporationと民主主義についての入門書](http://reclaimdemocracy.org/corporate-accountability-history-corporations-us/)

今日、corporations[[1]](#footnote-1)は強大なpowerを振るいます。それは私達の政府をも凌ぐほど強大であり、公共の土地や学校ですら自分のものにしてしまうほどです。しかし実はこの様なことは、私達USAというcountry創設者達にとっては想定外のことだったのです。

1776年、私達は独立宣言によって英国の支配から独立しただけでなく、USA（や他の植民地）との貿易をcontrolし富を搾取していた英国のcorporationsからも独立したのです。ですから、私達のcountryの歴史が始まってからは、corporationsには限られた範囲のcharter（許可、即ちlicense to operate）だけを与えて、投資を集約し且つ返済義務を分散するtoolとしてだけ機能するようにしていました。またその事業目的はpublic goods（公共財）の建設、例えば道路、橋梁、水路整備などに限られていました。

即ち革命によって植民地主義からのfreedomを勝ち取った後も、our country's foundersは、corporate powerによる脅威が繰り返されることに賢明にもおそれを抱き、corporationsが排他的に一つのbusiness roleしか担えないよう周到に制限しました。州法にはこの様な条文が今でも多数残っており、例えば次のような制限を当時は課していたことが分かります。

* corporate charter（許可状）は有効期間が限られる。
* corporationsは公益（public interest）に奉仕する目的のためだけに許可される。持分所有者への利益分配は、この目的を叶えるための手段に過ぎない。
* corporationsは、許可された目的を完遂するのに必要な活動だけに従事することができる。
* corporationsは、与えられた権限を越え、あるいは、public harm（公共に害を与えること）の原因になってしまった場合は、解散しなければならない。
* corporateの所有者および管理者は、職務遂行上犯した犯罪行為に関しその責めを負う。
* corporationsは、一切の政治的貢献（political contributions）をしてはならない。legislation（数陳立法）に影響を及ぼす資金の支出をしてはならない。
* a corporationは他のcorporationの株式を所有しても、購入してもいけない。また、許可された目的を完遂するのに必要とされる以上にproperty（財産）を所有してはならない。

アメリカ独立戦争後の百年間、citizens and legislatorsはこの様にcorporate chartering processを厳密にcontrolしていました。革命派の人々は英国支配を払拭し、legislators（立法府）がcorporate charterを発行する際は、一つ一つを吟味しその有効期限が限られるようにしました。また上述の様な各州法によってその権限が制限されるようにしました。

当時は意見対立が多数存在する世相でしたので、legislators（立法府）は、十分議論した後にだけ極少数のcorporate charterを発行しました。またcitizensは、corporateの運営条件を許可状だけでなく州憲法と州法に子細に規定することによってこれをgovernしました。corporate化された事業は、legislators（立法府）が事細かに規定しなかった行為については一切禁止とされていました。

各州は、corporate chartersに該corporateの存続年数を設定しました。期限が切れた許可状をlegislators（立法府）が更新しなかった場合は、そのcorporationは解散されその資産は持分所有者達で分割しなければなりませんでした。citizen authorityによる条項が、利益の資本への組み込み、負債額、土地所有、そして時には、利益計上に至るまで制限していました。citizen authorityが要求すれば何時でもその会社会計計算書をlegislators（立法府）に提出させることができました。大規模に持分を持つ者達のpowerも、scaled voting[[2]](#footnote-2)によって、大株主も小株主も大差ないvoting rightsを持つように制限されていました。重役兼任制（interlocking directorates）は違法（out-lawed）とされました。また持分所有者達は任意にその様な重役を解任することができました。

欧州ではcorporate chartersが、重役達と持分所有者達をcorporationの債務と損失によって生じた返済責任からprotectしていました。アメリカのlegislatorsはこの様なcorporate shieldには反対でした。アメリカのcorporate charterは事業者達にとって苛酷でありそれをabuse したりmisuseしたりすれば司法取引の対象にも科料刑にもなりません。即、そのcorporationの解散につながりました。

米独立戦争以前に、英国王George IIIが米Dartmouth Collegeにcorporate charterを与えていました。独立戦争後、米下級審はこのcharterを無効にする権限をNew Hampshire州に与えました。しかし1819年にUS Supreme Courtはこの下級審決定をoverrulingすることによって、州がこの様なsovereign rightを持つことを阻止しようとしました。米最高裁は、このcorporate charterにはそもそもrevocation clause（無効化条項）が含まれていないのだから、withdrawnされることはあり得ないと主張したのです。米最高裁がこの様にstate sovereignty（州の主権）に攻撃を加える判決はcitizensを激高させました。ついにはlawsが書き直され新たな州憲法修正条項が通過し、このDartmouth rulingは反故にされました。1844年からの数十年間で、19の州が州憲法を修正し、州での立法によってcorporate charterを無効ないし変更できるようにしました。その間1855年に米最高裁は、the people's message（主権者たる人々のmessage）を理解し、*Dodge v. Woolsey*において、州権力（state's powers）が”artificial bodies”に勝ることを肯定したのです。

Corporationsによる政治活動が維持されている間は、彼らを有効にcontrolする手立てはない。彼らの政治活動を終わらせることは一筋縄ではいかない。だが不可能ではない。

大統領セオドア・ルーズベルト、1910

しかしながらcorporations経営者達の攻勢は緩みませんでした。corporate charterを巡っての争いは、labor, resources, community rights, and political sovereigntyのcontrolを誰が握るのかの闘いへと主戦場を移していきました。以前よりもずっと頻繁に、corporationsはそのchartersをabuseしてconglomerates and trustsになっていきました。彼らはこのthe nation's resources and treasuresを、private fortunes, creating factory systems and company townsに作り替えてしまったのです。政治力はabsentee ownersに握られるようになり、corporatesはcommunity-rooted enterprisesではなくなっていきました。

またこの様な産業時代は、a nation of farmersをwage earnersに変えていきました。彼らは失業を恐れるようになりました。corporationsはこの新たな恐怖を上手く使えば労働者を搾取できることにすぐに気付きました。company townsが幾つも建設され、blacklists of labor organizers and workersが作られて、誰が自分達の権利はcommonになるべきだと主張しているのかチェックされるようになりました。

workersが労働団体を作り始めると、実業家・銀行家達は私兵を雇って労働者を一致協力させようとしました。彼らは新聞紙面を買い取りbusinessmenこそheroesだと書き立てて世論を操作しようとしました。corporationsは州議会議員（state legislators）を買収した後に、次のような世論の形成を図りました。即ち、州議会は腐敗していて、corporate運営と charters発行の精査にその公的資源を使いすぎていると言い立てました。

更に南北戦争（1861-1865）が、これらのcorporationsに巨万の富をもたらしました。corporate所有者経営者達は、議員や役人に賄賂を送り、米連邦議会と州議会に”borers”（穿孔虫、木喰い虫）をはびこらせました。政府が気前よく財政支出するように仕向けました。この時期、立法者達は言いくるめられ、corporationsにlimited liabilityを与えてしまいました。その分citizen authorityが弱められ、実質的にcorporate chartersの有効期間が延長されたのです。

幾度となく、強力なcorporate charter lawsの実効性を保とうという試みが為されましたが、司法がcorporationsとcorporate propertyとの保護を憲法の中心に置くlegal doctrines（法律理論）を次々と採用し、citizen sovereignty（市民主権）は侵蝕されていきました。corporationが強力になるにつれて、政府と司法はいいカモとなり捕食されてしまいました。corporationsは、US憲法を自由に（freely）再解釈し、common law doctrinesを作り替えていったのです。

citizen authorityに痛打をあびせた例の一つに、the 1886 Supreme Court case of Santa Clara County v. Southern Pacific Railroadがあります。この判決には一言もthe question of “corporate personhood”に関するrulingは述べられていないにも関わらず、ある一人のclerkの誤解を招きやすい注釈文のために、この判決はその後に、a corporationはa "natural person"であると認めた先例として使われるようになったのです。

それからというもの、憲法修正第十四条、それは解放奴隷の権利を保護するために設けられたはずなのですが、これがcorporationsのConstitutional “personhood”を認める条文として繰り返し使われるようになっていきました。多くの司法判事達がそれ以来、人々をcorporate harmから守るためにenactされていた数々のlocal, state and federal lawsを、このillegitimate premise（不当な前提）に則って、ことごとく無効にしていったのです。corporationsはこの様に”rights”を武装して、resources, jobs, commerce, politicians, even judges and the lawをcontrolする力を増強していったのです。

以上が、1776年の独立宣言後の約百年間の経緯です。Revolutionaries（革命派）によって取り除かれたcorporateの弊害は、百年経って元に戻ってしまったのです。その後の半世紀以上の間もcorporateの脅威は衰えませんでした。例えば1941年にa United States Congressional committeeが、「経済力と富を集中させる主要な装置は、the corporate charter with unlimited powerであり続けています．．．」と述べています。

そして現在U.S.-based corporationsの多くがtransnationalでありながら、その存在の法的根拠をこの問題の多いcorporate charterに置いています。冒頭に述べたように、米独立戦争において、corporate支配から私達を奴隷解放（free）することに奮闘し成功した者達がいました。 私達citizensは、the laws governing corporationsを例えば以下掲げるように根本的に書き直すことによって、この様な先達の思いと決意を再び確かなものと出来るのです。

* corporationは人が作り出したものであって、権利章典（the Bill of Rights）による保護を享受してはならない。
* 全てのcorporationは、有限期間で存在を終えなければならない。[[3]](#footnote-3)
* corporateの所有者と経営者は、自分達に起因した如何なる損害についてもその責めを負わなければならない。

*See* [*our website*](http://reclaimdemocracy.org/corporate-personhood/) *for more in-depth accounts of this “Hidden History” and ideas for creating change.*

1. 齋藤補遺：corporate（corporation）の現在の定義としては「その税務会計が発生主義会計に限るよう政府によって強制（governmentally enforce）されcorporate income taxが課される事業組織」だが、この考え方は19世紀末から20世紀初めにかけて整備された。それ以前、即ち18世紀末にフランス革命とアメリカ独立戦争が起きるまでdivine right of kings（神授王権）がgovernmental authority（公権力）として機能していた。従って19世紀に米仏などにdemocratic state（民主主義国家）が成立するまでは、この神授王権によってauthorityをcharter（特権付与）された事業組織のことをcorporateと呼んだ。この意味でcorporateはpublic companyだった。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 齋藤補遺：scaled votingとは、例えば10%以上の株を持つ大株主が10%以上の議決権を持てないよう議決権上限を加えたvoting方式。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 齋藤補遺：解散後に製造物責任（product liability）を負うことが予想されるcorporateがこの条件を満たそうとする場合、解散後の損害賠償額を予想して資産の一部を保険会社に信託するなどした後に解散する、などの工夫が必要となるだろう。 [↑](#footnote-ref-3)